

総務文教常任委員会

令和6年12月20日（金）
午前10時15分～
全員協議会室

1 開議

〔事務局日程説明〕

2 議案審査

議会事務局

- （１）第23号議案 令和6年度亀岡市一般会計補正予算（第5号）
＜説明～質疑＞

市長公室

- （１）第23号議案 令和6年度亀岡市一般会計補正予算（第5号）
＜説明～質疑＞
- （２）第30号議案 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- （３）第31号議案 亀岡市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- （４）第32号議案 亀岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
＜説明～質疑＞

3 討論～採決

＜休 憩＞

4 委員長報告の確認

5 議会だよりの確認

6 その他

- （１）今後の日程等について

総務文教常任委員長報告

(R 6 . 1 2 . 2 0)

総務文教常任委員会に付託されました議案について、審査の経過概要とその結果を報告いたします。

まず、**第 1 号議案、令和 6 年度亀岡市一般会計補正予算（第 4 号）**の本委員会所管分ではありますが、その主な内容といたしまして、

総務費では、「ふるさと力向上寄附金」の増加見込みに伴い、当該寄附金を一旦基金に積み立てる経費等として、ふるさと力向上経費の増額補正、

台湾からの視察団にに対応するための国際交流経費の増額補正、

消防費では、災害発生時における安全で安心な避難環境を確保するとともに、地域防災力を高める拠点としての土地を取得等するための、災害対策経費の増額補正、

教育費では、小学校給食について、高騰する原材料費等の支援を継続し、保護者負担額を増額することなく給食を提供するための、給食センター管理経費の増額補正、

かめおか児童クラブについて、児童の良好な保育環境を確保することから、支援員等を拡充するための、かめおか児童クラブ運営経費の増額補正、

適応指導教室に通う生徒を送迎するための、みらい教育リサーチセンター

事業経費の増額補正、などであります。

次に、2025バルーンフェスティバルの開催日が2月から4月へ変更になることから、生涯スポーツ振興経費に^{くりこしめいきよひ}繰越明許費が設定されています。

また、計画的な事務執行を進めるため、ICT支援員業務委託に係る情報教育推進経費や育親学園児童クラブマイクロバス賃貸借業務委託に係るかめおか児童クラブ運営経費などに**債務負担行為**が設定されています。

審査の過程において、十分な運転手の確保ができず、育親学園から各児童クラブ会場への送迎に関して、育親学園での待機時間が長くなり、子どもたちがストレスを感じている点や適応指導教室においては、市職員が送迎を行っている点について、全国的な労働力不足の影響とはいえ、不安定な行政運営が常態化していることに問題を感じている、との意見がありました。また、育親学園における児童クラブへの送迎については、早期に運転手の確保に努め、適応指導教室については、当面、タクシーを利用するなどの一時的な方法に頼らざるを得ないところであるが、将来的に開設場所の見直しや各学校に別室教室を設置するなど、子どもたちにとってよりよい教育環境が整備されることを強く望む、などの意見がありました。

また、災害対策費におけるJA京都の土地取得について、平常時には防災倉庫や学校給食センターとして、有事には避難所や応急的な食事提供ができる施設として、各地に防災・食育センターが建築されており、そのような利

用方法の検討を望むとの意見がありました。

採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第6号議案 職員等の旅費に関する条例の一部改正**は、国家公務員等の旅費制度の見直しに準じ、社会情勢の変化に対応した事務を進め、適正な支出を図るための改正をしようとするものであり、

別段異論なく、**採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。**

次に、**第7号議案 亀岡市交流会館条例の一部改正**は、開館時間の変更及び休館日の設定に加えて、市外在住者の施設使用料の加算額を改正しようとするものであり、

別段異論なく、**採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。**

次に、**第9号議案から第14号議案**までの6議案は、それぞれの^{おおやけ}公の施設の管理に関し、指定管理者を指定しようとするものであります。

審査の過程において、第9号議案 ガレリアかめおかに係る指定管理者の指定については、応募が、現在指定管理をしているかめおかコンベンション

ビューローの1社しかなく、3年前に発出した指摘要望を鑑^{かんが}みた募集がなされていないという意見があり、一方、生涯学習施設としての枠の中では精一杯の取組ではないかとの意見もありました。また、ガレリアかめおかは、生涯学習機能のほかに道の駅、子育て施設、図書館等の機能を有する複合施設であることから、改めて最大の可能性とその在り方を検証するとともに、指定管理の募集にあたっては、民間企業による手法を広く取り入れられるような工夫が必要であるとの意見もありました。

採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

なお、第9号議案において、「ガレリアかめおかの指定管理者は、今後、一定期間で実績を上げられなければ、収益を上げられる事業者の幅広い募集を検討されたい」と令和3年3月に行った指摘要望が実行されていないと感じるため、さらなる4年間の実績によっては、次の更新時に違う視点を取り入れた事業者選定を検討されたく再度指摘する。また、ガレリアかめおかは、生涯学習施設にこだわらず、総合的な観点から生涯学習部とは別の部署において、その在り方と可能性について全庁的に研究、検証を行うよう要望するものであります。

次に、**第22号議案 財産の取得**については、小学校、中学校及び義務教育学校における令和7年度新小・中学1年生用タブレット端末等の購入に係

る契約について、議会の議決を求めるものであり、

別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第23号議案 令和6年度亀岡市一般会計補正予算（第5号）**は、人事異動等に伴う職員人件費等が、各費目において計上されているほか、国の給与改定措置に準じ、職員等の必要な経費を増額するものであり、

別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第30号議案 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正**は、国の給与改定措置に準じ、市長等の期末手当の支給割合を改正しようとするものであり

採決の結果は、賛成多数をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第31号議案 亀岡市一般職員の給与に関する条例の一部改正**は、これも国の給与改定措置に準じ、一般職員の給与に関し、本給の改正及び期末手当等の支給割合を改正しようとするものであり、

別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定し

ました。

次に、**第32号議案 亀岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正**は、一般職員の給与改定に係る取扱いに準じ、会計年度任用職員の給料表の給料月額及び期末手当の支給割合を改正しようとするものであり、別段異論なく、**採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。**

以上、簡単ではありますが、本委員会の報告といたします。

総務文教常任委員長報告

(R 6 . 1 2 . 2 0)

総務文教常任委員会に付託されました議案について、審査の経過概要とその結果を報告いたします。

まず、**第1号議案、令和6年度亀岡市一般会計補正予算（第4号）**の本委員会所管分ではありますが、その主な内容といたしまして、

総務費では、「ふるさと力向上寄附金」の増加見込みに伴い、当該寄附金を一旦基金に積み立てる経費等として、ふるさと力向上経費の増額補正、

台湾からの視察団にに対応するための国際交流経費の増額補正、

消防費では、災害発生時における安全で安心な避難環境を確保するとともに、地域防災力を高める拠点としての土地を取得等するための、災害対策経費の増額補正、

教育費では、小学校給食について、高騰する原材料費等の支援を継続し、保護者負担額を増額することなく給食を提供するための、給食センター管理経費の増額補正、

かめおか児童クラブについて、児童の良好な保育環境を確保することから、支援員等を拡充するための、かめおか児童クラブ運営経費の増額補正、

適応指導教室に通う生徒を送迎するための、みらい教育リサーチセンター

事業経費の増額補正、などであります。

次に、2025バルーンフェスティバルの開催日が2月から4月へ変更になることから、生涯スポーツ振興経費に^{くりこしめいきよひ}繰越明許費が設定されています。

また、計画的な事務執行を進めるため、ICT支援員業務委託に係る情報教育推進経費や育親学園児童クラブマイクロバス賃貸借業務委託に係るかめおか児童クラブ運営経費などに**債務負担行為**が設定されています。

審査の過程において、十分な運転手の確保ができず、育親学園から各児童クラブ会場への送迎に関して、育親学園での待機時間が長くなり、子どもたちがストレスを感じている点、適応指導教室においては、市職員が送迎を行っている点について、全国的な労働力不足の影響とはいえ、不安定な行政運営が常態化していることに問題を感じている、との意見がありました。また、育親学園における児童クラブへの送迎については、早期に運転手の確保に努め、適応指導教室については、タクシーを利用するなどの一時的な方法に頼らざるを得ないところに課題があるが、将来的に開設場所の見直しや各学校に別室教室を設置するなど、子どもたちにとってよりよい教育環境が整備されることを強く望む、などの意見がありました。

また、災害対策費におけるJA京都の土地取得について、平常時には防災倉庫や学校給食センターとして、有事には避難所や応急的な食事提供ができる施設として、各地に防災・食育センターが建築されており、そのような利

用方法の検討を望むとの意見がありました。

採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第6号議案 職員等の旅費に関する条例の一部改正**は、国家公務員等の旅費制度の見直しに準じ、社会情勢の変化に対応した事務を進め、適正な支出を図るための改正をしようとするものであり、

別段異論なく、**採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。**

次に、**第7号議案 亀岡市交流会館条例の一部改正**は、開館時間の変更及び休館日の設定に加えて、市外在住者の施設使用料の加算額を改正しようとするものであり、

別段異論なく、**採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。**

次に、**第9号議案から第14号議案**までの6議案は、それぞれの^{おおやけ}公の施設の管理に関し、指定管理者を指定しようとするものであります。

審査の過程において、第9号議案 ガレリアかめおかに係る指定管理者の指定については、応募が、現在指定管理をしているかめおかコンベンション

ビューローの1社しかなく、3年前に発出した指摘要望を鑑^{かんが}みた募集がなされていないという意見があり、一方、生涯学習施設としての枠の中では精一杯の取組ではないかとの意見もありました。また、ガレリアかめおかは、生涯学習機能のほかに道の駅、子育て施設、図書館等の機能を有する複合施設であることから、改めて最大の可能性とその在り方を検証するとともに、指定管理の募集にあたっては、民間企業による手法を広く取り入れられるような工夫が必要であるとの意見もありました。

採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

なお、第9号議案において、「ガレリアかめおかの指定管理者は、今後、一定期間で実績を上げられなければ、収益を上げられる事業者の幅広い募集を検討されたい」と令和3年3月に行った指摘要望が実行されていないと感じるため、さらなる4年間の実績によっては、次の更新時に違う視点を取り入れた事業者選定を検討されたく再度指摘します。また、ガレリアかめおかは、生涯学習施設にこだわらず、総合的な観点から生涯学習部とは別の部署において、その在り方と可能性について全庁的に研究、検証を行うよう要望するものであります。

次に、**第22号議案 財産の取得**については、小学校、中学校及び義務教育学校における令和7年度新小・中学1年生用タブレット端末等の購入に係

る契約について、議会の議決を求めるものであり、

別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第23号議案 令和6年度亀岡市一般会計補正予算（第5号）**は、人事異動等に伴う職員人件費等が、各費目において計上されているほか、国の給与改定措置に準じ、職員等の必要な経費を増額するものであります。

審査の過程において、本補正には議員の期末手当の増額が含まれており、その在り方について委員間討議を行いました。

採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第30号議案 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正**は、国の給与改定措置に準じ、市長等の期末手当の支給割合を改正しようとするものであり

採決の結果は、賛成多数をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第31号議案 亀岡市一般職員の給与に関する条例の一部改正**は、これも国の給与改定措置に準じ、一般職員の給与に関し、本給の改正及び期末手当等の支給割合を改正しようとするものであり、

別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第32号議案 亀岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正は、一般職員の給与改定に係る取扱いに準じ、会計年度任用職員の給料表の給料月額及び期末手当の支給割合を改正しようとするものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

以上、簡単ではありますが、本委員会の報告といたします。

一般会計補正予算（第4号）可決（全員賛成）

○JA土地取得、防災拠点等の整備へ

・災害対策経費

15億457万

5千円増

余部町にある現JA本店等の敷地（約1万4931平方メートル）を取得し、大災害発生時の活動拠点として整備を図る。そのほか吉川町野水防災拠点整備工事費増への対応と寄附予定のトイレトレーラー牽引車両の諸経費などを増額する。

【主な質疑・意見】

【問】土地の権利関係の整理は。

【答】一部抵当権が設定されていたが、現在は解除されている。

【問】平常時には防災倉庫や学校給食センターとして、有事には避難所や応急的な食事提供ができる施設として、各地に防災・食育センターが建築されているが、そのような考えは。

【答】さまざまな事例を研究し、平常時の運用と災害時における計画について検討していきたい。

